

移行経済と社会形成： 2001年ハンガリー地位法を事例として*

家田修

論文要旨： 本稿はハンガリーの地位法を事例として、第一に、移行経済を語る出発点は社会主義体制ではなく、そこからさらに時代を遡る必要がある（連続的な未完の体制移行）、第二に、自由競争など経済的合理主義を社会的に受容する過程は進んでおらず、市場経済体制に対する内発的な信頼感は醸成されていない。むしろ政治が経済的合理主義の行き過ぎを制御すべきだという価値基準が強化されている（経済に対する政治の優位）、この二点を論述した。

〔キーワード： ハンガリー、地位法、社会的位相、政治の優位、EU 東方拡大〕

はじめに

ソ連東欧圏において社会主義政治経済体制が崩壊して10年余の時間が経過した。この地域は今も移行経済諸国ないし移行諸国、あるいはポスト共産主義諸国と呼ばれている。いずれの呼称であれ、現在も移行期として、あるいは過渡期として認識されていることは間違いない。もっとも移行期という点に着目するなら、この地域は社会主義体制下においても社会主義から共産主義への移行期にあった。あるいは市場社会主義への移行期にあったというべきなのかもしれない。時代を社会主義体制前へとさかのぼると、この地域は西欧資本主義世界システムの辺境ないし周辺として位置づけられ、長期にわたって封建制から資本主義への体制移行が課題であり続けた。さらに遡って、この地域における封建制の性格そのものを問うことも可能である。ここではあえてそこまで問わないが、この地域が19世紀から今日に至る二世紀の間、次から次へと絶え間なく体制移行という課題を背負い、しかもいずれの体制移行も未完のまま、次の体制移行へと「移行先」を取り替えてきたことは注目に値する。さらに第一次世界大戦後は新国家形成に伴い、帝国経済体制から国民経済

体制へと経済の枠組みを大きく変更しなければならなかった。つまり、本特集のテーマである「歴史的視野から見た現代移行経済」における第一の位相論的特徴は「未完の連続的体制移行」である。

現代移行経済の第二の歴史位相論的特徴は移行経済研究自身の位置づけに関するものである。社会主義経済体制研究、あるいは封建制から資本主義への移行研究は当該地域の経済制度研究という目的を越えて、世界史的な意義を有する研究として位置づけられていた。つまりソ連・東欧ないし東アジア社会主義経済体制研究は地域を越えて、「普遍的に」妥当しうる規範としての経済システム論構築のための研究と見なされてきた。また封建制から資本主義への移行論も、日本を含む世界の後発地域における資本主義形成の諸類型を提示するという世界史的な意義を背負っていた。これに対して現代移行経済の研究は「現存した社会主義」ないし「現存する社会主義」から市場経済体制への過渡期に関する研究と位置づけられ、極論すれば、一度限りの事象に関する研究であると言える。従って、現代移行経済研究は普遍史的意義を無条件に主張しうる研究ではなく、むしろ特定地域の特定事象に関する個別研究である。端的に言うなら、現代移行経済は理念研究の対象でも、普遍類型析出の対象でもない。現

代移行経済研究において一般化ないし類型化が問題になるとすれば、それは旧社会主義圏内部での地域的多様化を背景として、圏域内部での一般化ないし類型化が目指される場合に限られる。あるいはせいぜいのところ、南米などにおける経験との比較分析が目指されるに留まる。この点を少し敷衍するなら、本稿での検討対象となる空間を旧ソ連東欧社会主義圏に限定し、その空間を地域概念に従ってスラブ・ユーラシア地域と呼ぶとすると、現代移行経済分析における理論的分析はスラブ・ユーラシア地域内部の類型論に収斂せざるを得ないのである。これはかつての社会主義体制研究の継承という視点から見るなら、ソ連モデル、ユーゴ・モデル、ハンガリー・モデルなどの多様な社会主義モデル論と符合する。

ともあれ、現代移行経済に関する第二の歴史位相論から導き出すべき最も本質的な帰結は、現代移行経済研究が理論研究であるよりも、むしろ地域経済研究に大きく近づいた、という点である。この結論を研究への動機付けという観点から捉えるなら、現代移行経済研究においては、かつて社会主義(ないし比較)経済体制研究が意識的、無意識的に内包していた非西欧モデルの検出という動機付けが、いまや完全に失われたということである。東西冷戦という政治的緊張関係の消滅と共に、比較経済体制研究自身も緊張感を喪失した。例外は東アジア地域における現代移行経済研究であり、典型的には現代中国経済研究が不完全ながら、この動機付けをもち続けている。

第三の歴史位相論の領域は現代移行経済の社会的側面である。この領域は本稿に直接係わる論点である。社会の位相論が何故歴史の問題なのか。これは先に述べた第一、第二の論点と関係している。すなわち第一の論点、「未完の連続的体制移行」に基づくなら、19世紀における資本主義経済体制への移行、そしてそれに続く社会主義経済体制への移行は、いずれも未完のままに終わった。とするなら現代移行経済の初期値は単なる社会主義経済体制ではなく、資本主義以前の社会に起源を発する様々な古層を含む多重な社会経済体制だと考えざるを得ない。これを経済体制の基礎としての人々の経済倫理、す

なわち経済的な価値規範及び行動様式という視点から考えるなら、市場経済的(自由競争的資源分配の優位)、ないし社会主義的(集権的資源配分の優位)なものへと人々の経済的な行動規範が一元化されないまま、現代移行経済を迎えたということである¹⁾。さらに第二の論点に基づくなら、現代移行経済分析においては地域要因が極めて重要となる。つまり、経済倫理における地域特性が考慮されなくてはならないのである。

以上の点をさらに敷衍すると、次のように述べることができる。すなわち、一般に資本主義経済体制論にせよ、社会主義経済体制論にせよ、ここでは経済合理主義の全社会的な受容が前提とされている。つまり理念的には何らかの経済合理性、すなわち自由競争的資源配分ないし集権的資源配分が原則的に確立し、経済が程度の差こそあれ、政治体制や社会体制から自立して機能している状態が想定されている。そこでの政治の役割は経済合理主義が維持される環境作りないし軌道修正である。ところが、旧ソ連東欧地域、すなわちスラブ・ユーラシア地域では経済体制が19世紀から常に移行期にあり、経済が経済合理性に基づいて自律的に機能する状態には至らなかった。従って経済は自立するどころか、むしろ体制移行を主導する社会的権力ないし政治権力に従属する手段であり続けた。つまり経済的資源は経済的資源として人々の間で配分される以上に、政治的あるいは社会的資源として機能した。このため各時代の体制移行において実現が目指された経済合理性、例えば自由競争原理や計画経済は、政治的ないし社会的に価値中立的な、あるいは「普遍的な」経済的規範として認識されることはなく、逆に特殊な政治的利害ないし社会的利害と結びついて理解された²⁾。しかし自由競争や計画経済という「普遍的」とされた経済合理性は政治体制の支配的イデオロギーと化しているため、これと対抗する様々な利害や主張は、普遍的合理性の直裁な否定ではなく、歴史的要因という特殊要因を拠り所とする「適用除外」によって正当化された³⁾。従って、未完の連続的体制移行諸国における経済活動をその基底において理解するためには、この「適用除外」的正当化を分析することが不可欠である。つまり適用除外とは、社会がその時々

制移行のなかで普遍原則の中へと自らが解消されてしまうことを拒否しようとする社会的自己表現であり、スラブ・ユーシア地域においてはそうした主張が普遍的権利として一般原則に対置されるよりも、むしろ特殊「歴史的事実」として、つまり演繹的ではなく、帰納的ないし本質論的に正当化されることが一般的である。さきに社会的古層と呼んだのは、人々のこうした本質論的な自己認識のことである。

本稿ではこうした経済倫理の多元性分析、あるいは規範と現実の相関性分析を通して浮き彫りにされる現代移行経済の特殊現代的な歴史特性を社会的位相と名づけ、その検討を主たる課題とする。また具体的な検討対象としてはハンガリーを取り上げるが、それは筆者の語学力上の制約によるものである。

尚、本稿で用いる国民は現地語表記の *nemzet*、英語表記の *nation* に対応する。日本での慣例に従えば民族と訳すべき場合も、原則として国民と表記した。

1 ハンガリー地位法に見る自由競争原理の位置づけ

2001年6月、EU加盟交渉で第一陣に属していたハンガリーにおいて、「国外ハンガリー人地位法」と通称される法案(以下「ハンガリー地位法」と略称)が採択された。同法の制定は「国外ハンガリー人」を少数民族として抱える隣接諸国の間だけでなく、加盟交渉中だったEUとの間にも大きな摩擦を引き起こした⁴⁾。最大の争点は同法が隣接諸国の国家主権を侵犯しているという「容疑」だった⁵⁾。つまりハンガリー地位法は一般的には政治及び外交問題として受け止められた。しかしその陰で、ほとんど報道されなかったが、法案に盛り込まれた「反EU的」経済条項をめぐって、以下で見るようなやり取りがハンガリー政府とEUとの間でなされていたのである。一般にEU加盟交渉では、一つの論点がしばしば政治と経済の両面において争点化したが、ハンガリー地位法問題においても華々しい論議が政治面で戦わされた影で、政治問題以上に激しい論争が経済原則をめぐって行なわれた。

経済論争の発端は、ハンガリー地位法の政府

原案(2001年3月提出)⁶⁾に盛り込まれた営利法人への公的助成だった。同原案は営利法人への援助規定に先だち、まず第5条で非営利法人による次のような活動に助成を与えることを定めた。すなわち、

- 「a)ハンガリーの言語、文学、文化、民俗文化の保護育成
- b)ハンガリーの国民的伝統の保存と調査
- c)その他の国民的自己定位の保全にとって有益な文芸、文化、学術活動」

に対して公的助成が与えられるとされたのである。この後、第19条で営利法人の活動に関する助成の原則が謳われた。すなわち、

- 「(1)ハンガリー共和国は隣接諸国に居住するハンガリー国民共同体の利益を促進する活動を行う営利目的経済組織の設立及び活動を助成する。」⁷⁾

このように政府原案は極めて明示的に営利目的の法人、つまり通常の私企業に対して公的助成を行うと規定した。この条項が意味するところを具体的に考えてみよう。例えば、ハンガリー系住民が住むオーストリア⁸⁾東部のA村でハンガリー系住民を雇用して食品加工を行なっている工場があるとしよう。この工場はハンガリー国外における「ハンガリー国民共同体」成員の生活を守るという名目にかなうので、地位法に基づく助成によりハンガリー政府から何らかの援助を受けることができるようになる。あるいはこうした「国民的名目」を持った工場をオーストリア東部において政策的支援によって設立することが、地位法によって可能となる。他方、近隣のB村に同様の事業を行なう工場があるとする。しかし特にハンガリー人を優先して雇っていないので、ハンガリー政府からの援助は受けられない。この結果、他の条件を考慮に入れなければ、A村の工場はB村の工場よりも有利な条件で生産をおこなうことができるようになる。

地位法原案が実現しようとしたこのような助成活動は様々な角度から検討に値する。国際政治的にこの国家助成を位置づけるなら、一国の

政府が他国の領域内で行なわれる経済活動に対して、特定の国家目的を実現させる意図で、国家的事業を推進することを意味する。しかも地位法においては経済活動そのものが目的ではなく、経済活動を通じて少数民族を保護するという政治目的の実現が明示的な目標である。もしこれが留学制度など、他国政府によって代替できない文化政策であるなら、国境を越えて適用範囲を広げることが必要であるし、慣例化しているということもできる。しかし政治目的達成のための政策を国境を越えて、しかも少数民族問題という極めて微妙な問題領域において実施することは、決して国際的慣行とはいえない。むしろ国家間紛争の火種となってきた。

次に経済的側面から考えると、A村の工場とB村の工場は同じオーストリアの同じ地域に立地する工場であり、いずれかの工場が経済的に何らかの特異性を持っている訳ではない。しかし従業員の民族的(エスニック)な構成が違うという非経済的な理由を根拠として、政策的な援助が一方に対してのみ実施され、その結果として経営的競争力に違いが生ずることになる。何故なら、B村の工場は政策的助成が受けられない分だけ、A村の工場に比べて相対的に生産費が高くなり、販売競争において不利となるからである。先に指摘したように、ハンガリー地位法をめぐる論議全般では、政治的側面から発生する国家主権の侵害問題に注目が集まったが、EUが強く指摘したのは国外法人への助成が有する反市場経済的性格の方であった。このEUの指摘に対して、ハンガリー外務次官ネーメト・ジョルト Németh Zsolt⁹⁾ は2001年6月13日に行われた記者会見の席上、次のように反論した¹⁰⁾。

「EUとの協議の中で、公正な競争原理を何にも増して尊重するようにとの要請が執拗に繰り返された。この点に関しては誤解があり、論争もあり、法理論的な意見交換を続けることも可能だった。つまり国外ハンガリー人が市民的本国¹¹⁾において従事する事業、例えば局地的な地場産業に対して助成を与えることが、少数民族の自己保存にとって如何に不可欠な方策であるか、他方、そうした助成がどの程度公正な競争原理に抵触するのか、という論

点である。ここでは詳細にわたる説明はしないが、結局、事を穏便に済ませるため¹²⁾、営利組織が助成を受けると明記された条項を法律から削除することを受け入れた。」(下線は引用者)

市場経済体制の原則的立場に立って営利法人への公的助成を排除しようとするEU側と、少数民族問題という特殊要因を押し出して、営利法人への公的助成を明文化しようとするハンガリー側の対立は、「法理論的」に見て、どの程度ハンガリー側に勝算があったのか分らない。しかし、いずれにしても、ハンガリー側が地位法をめぐる紛糾を収束させるに際し、「事を穏便に済ませる」ために譲歩したのは、EU加盟という最大の外交目標の達成を危うくしかねないからだった。

こうしてハンガリー側は、営利活動に対する公的助成の明文化を断念した。しかし、その一方でハンガリー政府は実質的にEU勧告を反故にする条文を地位法に盛り込むことで巻き返しを図った。すなわち、2001年6月19日のハンガリー議会は全会一致とも言える圧倒的多数で地位法を可決したが、その立法からは確かに先の政府原案で見た第19条が姿を消したが、その代わり、原案の第5条を大きく修正した第18条が付け加えられたのである。

「第18条 国外ハンガリー人組織への助成

- 1)ハンガリーの国民的伝統の保全、継承及び調査
- 2)ハンガリーの言語、文学、文化、民俗的美術工芸の保護育成
- 3)市民的本国でのハンガリー語による高等教育を促進する目的でハンガリーから派遣される高等教育教員を受け入れるための態勢整備
- 4)ハンガリー文化遺産とみなすことのできる史跡や遺跡などの発掘・保全
- 5)不利な立地に居住する国外ハンガリー人の人口維持、および農村観光事業の振興
- 6)ハンガリーとの関係を維持するためのインフラ整備」(下線は引用者)

このように、政府原案第5条には影も形もなかった「人口維持」、「農村観光業」、さらには「インフラ整備」という諸事業が文化的な活動分野と並んで付け加えられたのである。「人口維持」ないし「インフラ整備」という極めて曖昧な表現を盛り込むことにより、EU勧告を換骨奪胎させようとするハンガリー政府の意図は明瞭である。「事を穏便に済ませる」解決策とは、一方で建前論において譲歩し、他方、実質面で所期の目標を貫徹させることだった。

これに対してEU側は、抽象的ではあるが、ハンガリーがEU加盟を果たした後に地位法全体を無効にすることも視野に収めた一文を地位法の最後に明記させた。市場経済原則を骨抜きにするような措置を盛り込んだ立法がEU法体系の中に持ち込まれることは、何としても阻止しなければならなかった。それは付則の第27条第2項に盛り込まれ、次のようにハンガリー地位法の適用可能性を限定した。

「この立法はハンガリーがEUに加盟した後は、EU加盟条項およびEC法体系に則って運用されなければならない。」(下線部分がEU側からの要請による文言追加部分)

以上、極めて個別的な問題をめぐってはあがあるが、ハンガリー地位法の制定過程を見てきた。些細にも見える条文の修正から、EUとハンガリー政府の間で市場経済原則、ないし自由競争原理をめぐって、厳しい原則的な論議が戦わされたことが確認できたと思う。

「事を穏便に済ませる」方法による普遍的な経済原則の骨抜き、ないし「適用除外」要求は極めて深刻な問題領域の存在を示唆している。すなわち本稿の冒頭で指摘した現代移行経済の社会的位相である。ハンガリーに限らず、EU加盟に際して加盟申請国はアキ Acquis と呼ばれる数千ものEU法規範を批准し、さらにそれを実施していかななくてはならなかった。この法規範は「第1章：ものの移動の自由 free movement of goods」で始まり「第29章：金融及び財政的準備 financial and budgetary provisions」で終わる29の章 chapter に分類され¹³⁾、一つ一つの項目の批准が終わるたびに、第1章終了などとして、加盟準備の進捗を

表す目安にも使われてきた¹⁴⁾。この法規範の批准は一見すると、加盟のための技術的な作業でしかない。しかしEU法規範の基には西欧社会が幾世紀もかけて築き上げてきた法文化および価値体系が存在しており、EU法規範の導入とは西欧的価値体系の受容そのものであった¹⁵⁾。EU統合が単なる政治や経済の国家間利害調整や法整備ではなく、社会統合でもあると指摘される所以である¹⁶⁾。つまりEU統合の基底には、社会統合をも可能とする歴史の共有があるとする見方である。このような視点に立つとき、「事を穏便に済ませる」という対応は、ハンガリー政府がEU法規範の受容をEU加盟のための方便としてしか理解していないことを物語っている。つまり自国の価値体系とEU法規範との乖離を自明の前提とし、後者を建前、前者を本音として区分しているのである。善く言えば両者の並存、悪く言えば前者による後者の実質的骨抜きを図ろうとする態度である。

もとより本稿は、ハンガリーがEU法規範の批准すべてにおいてこうした「適用除外」を実質として行なっていると主張するものではない。しかし、一般に東欧諸国がEU加盟交渉においてEU法規範の実施延期を多くの分野で求めざるを得なかったのは事実であり¹⁷⁾、今回のハンガリー地位法制定過程の検討から明らかになったように、形式的にEU法規範の批准や施行を行なった後でも、東欧諸国は実質上それを反故にする政策を遂行しているのである。このような問題群は東欧諸国のEU正式加盟後に再争点化せざるを得ない。つまり、共産党体制の崩壊からEU加盟へと展開した東欧諸国の体制移行は、EU加盟を以って終了するのではなく、むしろそこから真の移行、すなわち建前と本音の実質的な対決が始まると言えるのである。本稿の問題提起に即して言えば、**移行経済の社会的位相はEU加盟によって解消されるのではなく、むしろ顕在化する**のである。

以上、ハンガリー地位法制定過程の検討を通して、体制移行と「適用除外」という問題群の存在を指摘した。以下では地位法制定によってハンガリーは何を実現しようとしたのか、あるいは何を以ってすれば「普遍的」な経済原則からの適用除外が正当化されうると考えたのかを検討する。

2 何故に国外少数民族の保護が自由競争原理に優先するのか

ハンガリー政府は順調に進んできたEU加盟交渉に影を落としかねない危険を冒してまで、何故に国外ハンガリー人に対する経済的、財政的支援を行なおうとしたのか。より正確に言えば、何故にこうした援助を立法措置によって行おうとしたかである。法律制定過程で表明された様々な意見の中から、党派を超えて合意されていると思われる幾つかの点を検討してみよう。

まず第一は国外ハンガリー人の少数民族としての生存権であり、これを公法的に明文化することである。例えば、地位法制定の推進役を務めたハンガリー常設会議¹⁸⁾が主催した1999年の決議において、直裁にこの問題が次のように指摘された。

「国外ハンガリー人共同体は危機にさらされており、彼らの不利な状況を緩和するための前向きの措置が今後も継続されなければならないと我々は確信している。」¹⁹⁾

ここでは国外ハンガリー人が少数民族であるが故に差別され、体制移行からも取り残され、いまや「ハンガリー国民」としての存亡の危機にあるという認識が表明されている。この認識は、立法制定当時与党だった青年民主連合・ハンガリー市民党 Fidesz-Magyar Polgári Párt (以下ではフィデスと表記。これが略称、かつ通称でもある)²⁰⁾だけでなく、当時野党だった社会党 Magyar Szocialista Pártによっても共有され、地位法制定の重要な論拠とされた。例えば社会党の長老で共産党政権時代の最後の国会議長を務めたセーレシュ・マーチャーシュ Szűrös Mátyás は次のように問題の解決を訴えた。

「この80年の間、(少数民族としての)ハンガリー人の状態は正常化されなかった。従って、スロヴァキアやルーマニアの首相の主張には根拠がない。スロヴァキアは未だベネシュ令を無効にしていないし、ルーマニアには未だハンガリー語大学が存在しない。さらにハンガリー人の教会財産も返還されていない。」²¹⁾

ハンガリーではこうした国外ハンガリー人への差別が、国外ハンガリー人のハンガリーへの出稼ぎや移住の原因になっていると見なされ、国外ハンガリー人が市民的本国においてハンガリー国民として生存できる環境を整えることが、ハンガリー国家の役目であると主張されるようになった。例えばフィデス所属の国会議員のナジ・ガーボル・タマーシュ Nagy Gábor Tamás は2001年5月9日の国会審議で次のように発言している。

「営利的経済活動を行う団体への助成は、国外ハンガリー人の生まれ故郷における生存の維持が目的である。このような助成対象として新聞、雑誌、出版、あるいはその他にも主要なものだけで、ハンガリー語、文化育成、芸術、生産活動、農村観光などがある。」

フィデス所属の国会議員ポーシャーン・ラースロー Pószán László も2001年5月29日の国会審議で、この点に関して明快に次のような主張を述べた。

「(地位法を通して)国外ハンガリー人の企業活動を強化する目的は、彼らが生まれ故郷において生存を確保することにある。」

このように少数民族の生存権を守るという点に関しては与党と野党の間に大きな意見の相違はなかった。与党である民主フォーラム Magyar Demokrata Fórum の指導者レジャーク・シャンドル Lezsák Sándor が、ハンガリーのリベラル派に最も大きな思想的影響力を持ったビボー・イシュトヴァーン Bibó István を引用して、次のように述べたのは象徴的である。

「(先に引用した)サボー・デジェー Szabó Dezső が余りにも保守主義的な人物だとお考えの皆さんのために、リベラル派の思想家として位置づけられているビボー・イシュトヴァーンが1946年に記した結論を引用することにします。即ちビボーはこう述べています。『少数者の正常な生活は政治的な努力以外の方法によってはほとんど達成不可能である。この

政治的な努力は直接的な方法にせよ、間接的な方法にせよ、他の誰でもない、民族的本国、つまり我々が行うべき任務である。』²²⁾

少数民族の保護が何故に自由競争原則に優先するのかに関する第二の動機付けは、「歴史的課題の解決」である。2001年4月19日の国会における政府の法案趣旨説明の中で、外務次官ネメト・ジョルトは次のように地位法を位置づけている。

「(地位法制定はトリアノン条約以来)国外に80年にわたってとり残されてきたハンガリー人に対する(道徳的な)累積債務の償還である。」

先に見た社会党のセーレシュ議員の発言にも一部含まれていたが、単に現在被っている不利だけでなく、国外ハンガリー人が少数民族として生活してきた全ての歴史に対して、ハンガリー国内にいるハンガリー人は償いをしなければならないという動機である。とりわけ社会主義時代において顕著であったが、国外ハンガリー人の存在はハンガリー国内のハンガリー人によって事実上忘れ去られていた。このことに対して、現在のハンガリー人は責任を取る必要があるというのである²³⁾。つまり、地位法制定による国外ハンガリー人の支援は単に移行経済に伴う現代的問題であるだけでなく、それと同時に、過去から累積してきた歴史的課題の精算という側面も合わせ持っているのである。

3 経済に対する政治の優先

前節で見たレジャークによるピボアの引用文はハンガリー地位法の本質を突いたものである。すなわち、経済に対する政治の優先であり、国境ないし国家に対する国民の優先である。つまり、第一にハンガリー政府は市場の失敗などの経済理論的な視点から少数民族の経済活動に対する公的助成を主張しているのではなく、歴史的な経緯をも含んだ「少数者生存権」という政治目的に基づいて政策を立案していたのである。そして政治目的は自由競争原則に優先するとの認識に立

ち、政府原案19条が盛り込まれた。従ってEUによって経済原則的立場から強い批判がなされ、結果的に「穏便に事を済ませるため」、EU経済原則尊重の指針を受け入れたときも、ハンガリー政府は国外ハンガリー人問題を経済的な原則論によって律すべきだとの立場に転換していた訳ではなかった。

別な言い方をするなら、EU原則論とのズレやそれに伴う「穏便な処理」は、ハンガリー政府がEU原則を十分に承知していなかったために起こったEU規範学習途中の「移行的」出来事ではなく、経済に対する政治の優先という確信に基づく必然的帰結だった。この点に関連して、地位法案に唯一正面から反対した自由民主連合Szabad Demokraták Szövetségeの議員から投げかけられた次の批判は興味深い。

「貴方達(地位法制定推進派を指す)はEUの方向に進むと言って、毎月いくつもの法案を提出している。例えば今日の審議日程に上っているものを挙げるだけでも、国立銀行関連や健保関連の修正法案がある。その際、貴方達はEU規範をハンガリーにも適用しなければならないと言っている。それならば、貴方達もよく承知しているように、EU規範と衝突するような法案(地位法案)を通すことなどできないはずである。隣接諸国に住むハンガリー人を支援するためには、EUの規範と調和する方法を見いださなければならない。それでこそ隣接諸国のハンガリー人支援になるというものである。我が党はこうした原則に基づく修正案を提出したが、貴方達はそれを否決した。……もし今回の法案を通すのであるなら、それはヨーロッパに対して背を向けたも同然である。」²⁴⁾

つまりハンガリー政府は地位法に限らず、また与党がいずれの政党であったとしても、法案を起草し、議会でこれを制定するときには、常にEU規範との整合性を意識していたのである。従ってフィデス政府が地位法原案19条の起草に際して、それが私的経済活動への公的援助の制限というEU原則に抵触することは十分に承知していたはずである²⁵⁾。その上で、経済原則に対する

政治的な「適用除外」として国外ハンガリー人問題を持ち出したのである。自由民主連合の言葉を借りるなら「ヨーロッパに背を向けてでも」、国外ハンガリー人問題を解決しなければならないと地位法制定推進派は考えたのである²⁶⁾。

経済原則と政治原則の競合に関連して、重要なもう一つの論点を指摘しておく。すなわち少数民族の生存権を主張する際、具体的には「生まれ故郷において生存を確保すること」が政策目標として掲げられた。これについてEU側から特に注文はつけられなかったが、人々が生まれ故郷に留まることを促進するというハンガリー政府の政策指針は、「ヒトの移動の自由」という経済合理性に基づくEU規範と明らかに異なる世界観に立つものである。確かにEUにも構造基金があり、地域所得格差の補正が政策理念として掲げられている。しかしハンガリー地位法が目指すのは、「生まれ故郷」と人との一体性を積極的に保持することであり、埋め合わせとしての構造基金とは異なる発想に基づく地域政策である。従ってEU加盟後に構造基金の配分がなされたとしても、それが地位法第18条の掲げる目標、すなわち、「1. ハンガリーの国民的伝統の保全、継承及び調査、2. ハンガリーの言語、文学、文化、民俗的美術工芸の保護育成、3. 市民的本国でのハンガリー語による高等教育を促進する目的でハンガリーから派遣される高等教育教員を受け入れるための態勢整備、4. ハンガリー文化遺産とみなすことのできる史跡や遺跡などの発掘・保全、5. 不利な立地に居住する国外ハンガリー人の人口維持、および農村観光事業の振興、6. ハンガリーとの関係を維持するためのインフラ整備」、といった体系的な地域政策を実現する手段になると期待することはできなかったのである。つまり自由競争の例外なき適用を受け入れてしまうなら、将来において少数民族の積極的な支援政策は実施できなくなるとおそれられたのである。ともあれ、ハンガリー地位法の営利法人助成策は、「ヒトの自由な移動」というEU規範からすれば対立的とも言える観点から起草されたのである。

4 自由競争は内発的倫理か

スラブ・ユーラシア諸国は社会主義体制崩壊後、前段で見たように、深刻な問題を抱えながらも、ともあれ市場経済体制への転換を進めてきた。わけでも東欧諸国はEU加盟をめざして、「機能する市場経済」を初めとする一連のEU加盟条件の整備に全力をあげてきた。しかし實際上、EU加盟は東欧諸国にとって「受け入れる以外の選択肢がなかった」絶対的与件だった²⁷⁾。ヨーロッパへの復帰は東欧諸国にとって主体的選択だったと言えるが、EU加盟ないしアキ Acquis として丸飲みしなければならない膨大な規範体系の一つ一つが東欧諸国にとって内発的受容だった訳ではない。

2003年4月12日、EU加盟の是非を問う国民投票がハンガリーで行われた。そこでは84%という高率でEU加盟が支持された。これは建前上、EU加盟がハンガリーの人々の主体的選択だったことを示している。しかし唯一の選択肢が圧倒的多数の支持で選択されたのは今回が初めてではない。ほぼ半世紀前の1949年、やはり他に選択肢がなかった総選挙で統一候補者名簿が96%で支持されたのである²⁸⁾。二つの投票の違いは投票率の差だけであろう。1949年の投票率は不明だが、極めて高かったと想像される。これに対して、今回は46%という低調ぶりだった²⁹⁾。今回投票に行かなかった430万人(全有権者の54%)を無理やり賛成投票させたなら、支持率は1949年並みの93%になったはずである。EU加盟に関する国民投票ではスロヴァキアでも加盟賛成が92.5%に達し、反対票は僅か6.2%だった。しかし投票率はハンガリーと同様に低く(52%)、国民の半数が棄権した。

2004年にEU加盟を予定している国を、EU加盟是非の国民投票結果(賛成率と投票率)で分けると、次のような興味深い結果が得られる。すなわち、加盟申請国は二つの類型に分かれるのである。一つは加盟支持率が高く、投票率が低い国、二つ目はその反対に、投票率が高く、支持率が低い国である。東欧諸国は概ね前者に入る。既にハンガリーとスロヴァキアについて触れたが、ポーランド(支持率77.5%、投票率59%)、チェコ(支持率77.3%、投票率55%)スロヴェニア(支持率89.6%、投票率60%)、リトアニア(支持率89.9%、

投票率63%)も同様な傾向を示している。やや例外的だったのがエストニアであり、支持率が比較的 low (67%),そして投票率がやや高めだった(64%)。これに対してマルタは後者の類型であり、投票率は極めて高く(91%),逆に支持率は非常に低い結果に終わった(53%)³⁰⁾。この対比からも、東欧におけるEU加盟が自発的な選択では決していないことが推測できる。つまり、国家主権の相当部分をブリュッセルに委譲するという一国の将来に大きく係わる意志決定に際して、そもそも国民の半分ないしそれ以上が参加しなかったのである。そして投票に参加した国民も、その圧倒的多数が判を押したように加盟支持を表明したのである。もし主体的な判断に基づいて投票したのであれば、マルタのように、あるいはEU加盟国での通貨統合問題に係わる国民投票のように、反対票の重みが増したはずである。

現在東欧で進行中のEU加盟準備は、西欧的な理念や制度が法体系としてまとめられた条文の書き写し作業、ないしはその擬似的制度づくりであり、先に指摘したように、EU統合の基礎過程である社会統合の側面が全く欠落している。つまり、いま東西欧州間で生じている広域的地域統合は、西欧的な社会経済発展と同じ軌道に東欧が合流することではなく、西欧的法体系への形式的統合である。そして市場経済体制ないし自由競争は多元的民主主義と並んでこの形式的統合の支配的イデオロギーである。この意味でEU東方拡大はすぐれて「政治統合」であり、西欧の圧倒的とも言える政治経済的優位の下で統合が進められている。東欧にこれ以外の選択肢は与えられていない。

とするなら、現代移行経済は50年前におけるもう一つの政治統合に際して進められた体制転換とどれほど違うのであろうか。制度の転換だけが先行するという東欧における体制転換の歴史的法則が今回も繰り返されている。前節で掲げた地位法制定をめぐるハンガリーの対応は、市場経済化を支える経済倫理を内面化させる過程が欠落したまま、制度の統合だけが先行していることを象徴的に示している。こうした移行経済の社会的位相を無視して、「市場経済化は定着し、我々の民主主義はいまや安定化に向かいつつある」などとする議論³¹⁾は、旧体制下において

「我々は共産主義社会を実現しつつある」と言い続けてきた論調と少しも変わるところがない。

東欧に内在的発展の可能性はそもそも限られている、という鳥山成人の見方は正当であるが³²⁾、同時に東欧社会主義の現実から抽象された市場社会主義論というコルナイ等の着眼点は尚、逆説的な意味において有効であるように思われる。つまり先に見た地位法論争はハンガリーの歴史から見ると、経済の意図した政治化であり、政治的多元主義、市場経済、私的所有優先という三条件の下で、いかにして「政治指導型の資源再配分」を実現するかという挑戦として捉えることができるのである。

地位法論争で象徴的に現れたように、ハンガリーの指導者は、そしてハンガリー社会も、自由競争原則を自らの内的倫理として規範化させる自発的な意志は持ち合わせていない。むしろ経済が政治から独立して、自由競争原理に従って一人歩きする事態こそ回避されるべきであると考えられ、経済への政治介入が求められている。ハンガリー地位法は、少数民族という限られた社会を対象としてではあるが、EU規範的な経済原則に基づかない、「生まれ故郷での生存の維持」という少数民族権に基づく意識的な政治介入の試みである。EUという政治経済的絶対者の支配下において、市場経済というイデオロギーに抗して、どこまで経済への政治介入が可能か、この分析こそ新たな比較体制論の視角ではないか。

おわりに

以上、社会的位相から現代移行経済の歴史的位相を検討してきた。結論としては、第一に、移行経済を語る出発点は社会主義体制ではなく、そこからさらに時代を遡ってゆく必要がある、という点である(未完の連続的体制移行)。第二に、自由競争など、経済的合理主義を社会的に受容する過程は進んでおらず、市場経済体制に対する内発的な信頼感は醸成されていない点である。むしろ政治によって経済的合理主義の行き過ぎを制御すべきだという価値基準が強化されている(経済に対する政治の優位)。第三は、この二つの現代移行経済の社会的位相を前提とする脱共産主義の社会形成が普遍的一般原則の

「適用除外」を論拠として進められていることである。本稿の主眼はこの第三の論点をハンガリーに即して明示的、実証的に検証することであった。

一般原則に対する適用除外という考えはハンガリーや東欧に特有の現象ではない。イギリスは正規のEU加盟国でありながら、シェンゲン条約、あるいは共通通貨というEUの基本政策を拒み続けている。イギリスの適用除外は公式なものである。しかし本稿で検証した適用除外は、「事を穏便に済ませるため」公式的な一般原則を受容しながら実施される「事実上の適用除外」であり、多くの場合、分析の対象にすらされていない。しかし今回の事例で見た国外同胞への支援政策はハンガリーの新たな社会形成にける基礎的な構成要素とみなされており、一時的な猶予期間を経たのちに失効する性格のものではない。憲法にも「国外ハンガリー人の運命に対する責任」が明記されている。EU加盟と引き替えに放棄するわけにはいかないのである。「事実上の適用除外」は加盟申請国から発せられた積極的な自己主張であり、そこには東欧の歴史の中で積み重ねられてきた社会の諸相が求める社会経済的な規範が表明されている。EU規範からみれば容認できない「適用除外」であるが、東欧社会から見るなら正当かつ不可欠な自己存在理由である。つまり「移行期」を経て「一般原則」へと解消させてしまうわけにはいかないものである。現代移行経済の分析に際して、こうした「事実上の適用除外」の一つ一つを掘り起こしていくことは、一般原則がどれだけ受容されていたのかを分析することに劣らず、重要な作業であると考ええる。

最後に、適用除外論を欧州全体の枠組みで考えてみる。すなわち、地位法に盛り込まれた「生まれ故郷での生存の維持」は本論で検証したように、EU規範と異なる視点で発想され、ハンガリーの国外同胞政策の中で主張された指針であった。本稿での議論に従えば、国民的統合という現代的な言説を通して社会の古層的な価値観を再構築しようとする試みである。しかし、この言説が想定する対象空間はEUを超えて広がっていると思われる。即ち、この主張の背後には、世界的な規模で極限にまで「移動の自由」を押し進

めようとする地球化（グローバル化）の進行と、それに対する地域統合的抵抗という現代世界の新たな多重構造が控えていると考えられるのである。実はEU自身も一方で「ヒト、モノ、サービス、そしてカネの自由な移動」を加盟条件の金科玉条として掲げ、地球化の旗振り役を担っているが、他方で、EU農業関税やシェンゲン条約に見られるように、EUの外に対しては「自由な移動」を厳しく制限しているのである。さらに言えば、周知のように、EUの主たる共通政策は農業保護や地域支援のための構造基金といった非市場経済的、ないし市場経済補完的施策である。すなわち広い視野に立って見るなら、EUもEUという枠内で「生まれ故郷での生存の維持」を目指していると言えるのである。ハンガリー地位法政府原案の反自由競争の条文には厳しかったEUが、「生まれ故郷での生存の維持」に批判的になりえなかった背景に、EUもこの点では価値規範を同じくしていたからだというのは、穿ちすぎた見方であろうか。もっともEUの自己保全政策を地球化との対比で論じるのは本稿の課題を越えるものであり、ここでは問題の指摘に留まらざるを得ない。

ともあれ、「適用除外」に訴える前にまずは市場経済原理を修得すべきだ、というグローバル主義者の比較経済体制論では、こうした多重な地域経済の在り方は全く視野に入りようがない。本稿は地域研究の側から、極めて粗雑ではあるが、こうした多重な社会経済倫理に焦点を当てる試みである。現在のEU自身が多様な経済の集合体であり、すべてが普遍的で画一的な経済原則だけで統合されているわけではない。通貨統合という基本線においてさえ、イギリスという大きな例外を抱えている。そのような多様なEUという観点からEU拡大を発想することも可能ではないかと考える。それはEU拡大がもたらすEUの変質を視野に入れたものとならざるを得ない。先走ったことを言えば、EU統合とは、加盟申請国と現EU加盟国とが相互的に影響を与え合う過程であるという、ある意味では当然の知見を正当に導き出す視点でもある。多方面からの批判を仰ぎながら、今後とも議論を掘り下げてゆきたい。

（北海道大学スラブ研究センター）

* 本稿は2003年度比較経済体制学会共通論題「歴史的視野から見た現代移行経済」における報告原稿と大会での討議をもとに加筆訂正したものである。ただし報告で言及された起業家論は、論文としてのまとまりを優先した結果、さらには時間的な制約もあり、今回は割愛せざるを得なかった。起業家論は本稿での議論を先に進めるために不可欠な論点なので、今後、稿を改めて論じるつもりである。

注

- 1) このような社会経済的古層の再構築言説として、例えば「よき社会 a good society」論 (Vojmir Franicevic, Real and perceived inequality, poverty and well-being in South East Europe: Challenges of the welfare state and democracy, a conference paper for CEE-Japan Forum for the 21st Century, at Slavic Research Center, Hokkaido University on 3-5 September 2003, to be in its forthcoming proceedings, *Democracy and Market Economics in Central and Eastern Europe: Are New Institutions Being Consolidated?*, ed., by T.Hayashi, SRC.) があり、体制移行の先にはそうした住き未来社会像が展望されている。
- 2) この地域におけるリベリズムに対する否定的態度は近代における自由主義思想の受容の仕方と関連している。Szabó Miklós, *Politikai Kultúra Magyarországon 1896-1986*, Budapest, 1989.
- 3) 口頭報告と討論では東欧史の「受身的性格」として特徴付けた論点であるが、本稿ではこれを一般的に「適用除外」として概念化した。もっとも、歴史的要因、ないし近代以前に起源を發する社会的古層は、当事者たちによって不変であるかのように意識されることが多い。しかし必ずしもそうであるとは限らない。むしろ時々の時代状況の中で、その時代に見合った形で再構築された歴史意識である。
- 4) 「東欧」は社会主義体制崩壊後、中欧、中東欧、中欧とバルカンなど、様々な名称で呼び表わされるようになった。中東欧は旧東欧にバルト諸国も含んだ名称として用いられるが、ウクライナやモルドヴァが含まれるかどうかは一義的でない。本稿で用いる東欧は地域名称である以上に方法概念である。つまり、旧ソ連東欧圏の再編過程において、西欧的な統合力が決定的に重要な作用を及ぼしている地域をまとめて東欧と呼んでいるのである。この方法概念的な性格を明示す

- るため、東欧中域圏という言葉を用いることも可能である。中域圏については別な機会に改めて論ずる予定である。
- 5) 主権侵犯問題として外交争点化したのは、ハンガリーの隣接諸国に設置されることになった「ハンガリー国民資格認定」の団体などをめぐってである。ハンガリー地位法の検討は拙稿「ハンガリーにおける国民形成と地位法の制定」『スラブ研究』2004年、51号、pp.1 - 48.
- 6) 1990年5月以降のハンガリー国会議事資料は<http://www.mkogy.hu>で閲覧可能。同サイト第一頁のNaplóから第二頁のA jegyzőkönyvek megjelenési időpontjaiへ進むと、年月日順に議事資料が出てくる。ただしこれは同サイトのハンガリー語版にのみ添付されており、同ホームページの英語版にはない。
- 7) 国民共同体は言語で nemzeti közösség、英語表記すれば national community であり、地位法での国民は、民族的所属に従った集団を念頭において定義されている。従って隣接国のハンガリー系住民もハンガリー国民共同体の一部と見なされることになる。正確に言えば、隣国のハンガリー国民をも取り込みうる概念として、ハンガリー国民共同体という言葉は再定義しているのである。
- 8) オーストリアは当初の政府原案では法律の適用対象国に入っていた。後にEUの外圧を受け、適用対象国から除外された。
- 9) ハンガリー人の人名は姓・名の順に表記し、カタカナ表記の後に現地語表記を付けた。
- 10) <http://www.kulugyminiszterium.hu/kulugyminiszterium/hu>
- 11) 市民権として少数民族が所属する国家。英語では home state だが、ハンガリー語には対応する言葉がない。通常は国境外のハンガリー人 határontúli magyarok。あるいは居住している国や地域名称を用いて、ルーマニアのハンガリー人 román magyarok、ないしトランシルヴァニアのハンガリー人 erdélyi magyarok スロヴァキアのハンガリー人 szlovákiai magyarok、ないし上部地方の(現在のスロヴァキアを指す歴史的な呼称)ハンガリー人 felvidéki magyarok と呼ばれる。今回のハンガリー地位法では「隣国に住むハンガリー人 szomszédos országban élő magyarok」という表現が用いられたが、これは新しい用語法である。他方、市民的本国の対概念は国民的本国である。これに対応する表現はハンガリー語では anyaország であり、文字通り「母国」という意味である。英語では kinstate

- がよく用いられる。例えば Francis W. Carter & David Turnock, *Ethnicity in Eastern Europe: Historical legacies and prospects for cohesion*, *Geojournal*, 2000, Vol. 50, Nos. 2-3, p. 110; Gwyneth E. Edwards, *Hungarian national minorities: recent developments and perspectives*, *International Journal on Minority and Group Rights*, 1998, No. 5, p. 366; Will Kymlicka & Magda Opalski ed., *Can liberal pluralism be exported?* op. cit., p. 7; Charles King, *Nationalism, transnationalism, and postcommunism*, in King & Melvin ed., *Nations abroad; diaspora politics and international relations in the former Soviet Union*, Westview Press, Boulder & Oxford, 1998, p. 1. など。
- 12) békesség kedvéért 直訳すれば、「平和を得るために」である。
- 13) 第2章から第28章は以下の通り。第2章：人の移動の自由 free movement for persons, 第3章：サービス提供の自由 freedom to provide services, 第4章：資本の移動の自由 free movement of capital, 第5章：会社法 company law, 第6章：競争に関する政策 competition policy, 第7章：農業 agriculture, 第8章：漁業 fisheries, 第9章：運輸政策 transport policy, 第10章：租税 taxation, 第11章：経済・通貨同盟 economic and monetary union, 第12章：統計 statistics, 第13章：雇用と社会政策 employment and social policy, 第14章：エネルギー energy, 第15章：産業政策 industrial policy, 第16章：中小企業 small and medium-sized enterprises, 第17章：科学・研究 science and research, 第18章：教育・訓練 education and training, 第19章：通信・情報工学 telecommunications, information technologies and postal services, 第20章：文化・視聴覚政策 culture and audio-visual policy, 第21章：地域政策 regional policy and co-ordination of structural instruments, 第22章：環境 environment, 第23章：消費者保護・保健 customers and health protection, 第24章：司法・内務 justice and home affairs, 第25章：関税同盟 customs union, 第26章：対外関係 external relations, 第27章：共通外交・安全保障政策 common foreign and security policy, 第28章：金融管理 financial control. 第30章：制度 institutions も存在するが、これは加盟後の EU 運営にかかわるもので、他の章とは性格がやや異なる。またその他 other として第31章もあるが、これは PHARE のような加盟準備基金ないし特定国だけの交渉項目が主たる内容である。http://europa.eu.int/comm/enlargement/negotiations/chapters/index.htm
- 14) 例えば EU-országjelentés, *Heti Világ Gazdaság*, Nov. 18, 2000, pp. 149 - 155.
- 15) 家田修「ハンガリーと EU 加盟：社会統合の視点から」林忠行編『東中欧地域国際関係の変動』, 1998 年, pp. 77 - 99.
- 16) H. ケルブレ『ひとつのヨーロッパへの道 - その社会史的考察 -』, 日本経済評論社, 1997 年
- 17) EU Commission, Report on the results of the negotiations on the accession of Cyprus, Malta, Hungary, Poland, the Slovak Republic, Latvia, Estonia, Lithuania, the Czech Republic and Slovenia to the European Union, http://europa.eu.int/comm/enlargement/negotiations/pdf/negotiations_report_to_ep.pdf
- 18) ハンガリー常設会議 Magyar Állandó Értekezlet はハンガリー国民が党派と国境を越えて結成した全国民的組織であり, 1999 年 2 月 20 日に発足した。結成に参加したのは、ハンガリー国内からは主要政党の全て（フィデス、ハンガリー社会党、自由民主同盟、民主フォーラム、独立小農業者党 Független Kisgazda Párt, ハンガリー正義と生活党 Magyar Igazság és Élet Pártja）、隣接諸国からは ルーマニア・ハンガリー人民民主同盟 Romániai Magyar Demokrata Szövetség（ルーマニア）、ハンガリー人連合党 Magyar Koalíció Pártja（スロヴァキア）、カールパート山麓ハンガリー人文化同盟 Kárpáthaljai Magyar Kulturális Szövetség（ウクライナ）、ヴォイヴォディナ・ハンガリー人同盟 Vajdasági Magyar Szövetség（ユーゴスラヴィア）、ヴォイヴォディナ・ハンガリー人民民主同盟 Vajdasági Magyar Demokrata Szövetség（ユーゴスラヴィア）、クロアチア・ハンガリー人民民主共同体 Horvátországi Magyarok Demokratikus Közössége（クロアチア）、ムラ地方ハンガリー国民自治共同体 Muravidéki Magyar Nemzeti Öngazgatási Közösség（スロヴェニア）が名を連ね、本立法が関係するすべての隣接国の公認ハンガリー人政党が網羅されている。また、ハンガリー人世界同盟も構成員名簿に名を連ね、さらにハンガリー政府自身もこの組織の一員である。Magyarország és a határon túli magyarság: 1999 konferencia nyilatkozata, 1999, February 20, http://www.htmh.hu/konferencia/990220_magyarsag.html, 英語版は http://www.htmh.hu/konferencia/nyil_en.html, これ以外のハンガリー常設会議文書も <http://www.htmh.hu/> で閲覧すること

- ができる。公刊物としてはKantór Zoltán ed., *A státustörvény: dokumentumok, tanulmányok, publicisztika*, Budapest, 2002, pp.136 - 165 に収録されている。
- 19) A Magyar Állandó Értekezlet második ülésének zárónyilatkozata, 1999. November 15. in Kantór Zoltán ed., *A státustörvény: dokumentumok, tanulmányok, publicisztika*, Budapest, 2002, pp.166 - 167.
- 20) この政党の基本的な性格などについては O.Ieda, Restoration of St. Istvan's Crown: Where is the Orban government of Hungary headed? in Jan Sykora ed., *A New Dialogue Between Central Europe and Japan: A Tension Between Continuity and Change*, Charles University, Prague, 2001, pp.96 - 109 参照。
- 21) 2001, May 9., 206.ülésnap, 384. felszólalás; <http://www.mkogy.hu>. ベネシュ令は第二次世界大戦後に旧敵国民（主としてドイツ人とハンガリー人）の諸権利剥奪，ないし国外強制移住あるいは住民交換を定めた諸法令を指していると思われる。Szarka László, *A szlovákok története*, Budapest, pp.190 - 191. P. シュガー & I. レデラー編『東欧のナショナリズム』刀水書房，1981 年，pp.164 - 165 参照。
- 22) Lezsák Sándor 国会発言 2001, May 9., 206.ülésnap, 355. felszólalás; <http://www.mkogy.hu>
- 23) Szabó Miklós, *Politikai kultúra Magyarországon 1896-1986*, Medvetáncs könyvek, 1989, pp.225-251, Illyés Gyula, Válasz Adynak és Herdernek, *Magyar Nemzet*, 1977, Dec.25, O.Ieda, The Zigzag Way of Thought of a Hungarian Populist, *Japanese Slavic and East European Studies*, 1998, No.18, pp.115 - 128.
- 24) Bauer Tamás, 自由民主同盟議員，2001 年 6 月 19 日国会発言。ただしここでのパウエル批判は営利法人にだけ係わると言うより，地位法全般に係わるものである。
- 25) Aquies 第 6 章：競争に関する政策。ちなみにこの章に関する協議では，ほとんどの加盟申請国が様々な部門での「移行的適用除外」transitional arrangement を求めた：前掲 EU Commission, Report on the results of the negotiations, pp.12 - 14.
- 26) フィデスは地位法制定に当たって，その立法はヨーロッパ的な伝統，ないし EU 規範に合致すると考えていた。つまりフィデスによる地位法の自画像と EU による評価との間には大きなずれがある。このずれの意味については稿を変えて論じる予定である。
- 27) G.Schöpflin. Liberal pluralism and post-communism, in W.Kymlicka ed., *Can liberal pluralism be exported?* Oxford, 2001, p.110.
- 28) パムレーニ編『ハンガリー史』第二巻，恒文社，p.300.
- 29) <http://www.valasztas.hu> 英語版は http://www.valasztas.hu/outroot/en/10_0.html
- 30) <http://www.gallup-europe.be/epm/> キプロスは国民投票を実施していないが，世論調査によると 84% が加盟支持派であり，東欧型の傾向が強いと推測される。またバルト三国での相対的な投票率の高さが注目されるが，これはロシアを意識した追加的な EU 期待の反映であろうか。
- 31) 例えば前掲 CEE-Japan forum での東欧側報告者の全体的論調，in T.Hayashi ed., *Democracy and Market Economics in Central and Eastern Europe*, forthcoming.
- 32) 木戸・伊東編『東欧現代史』有斐閣，1987 年，p.21.